



年金

保険料の納め忘れは

ありませんか？

国民年金保険料納付の

ご案内をしています

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられなかつたりする場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金などについても受けられない場合があります。

社会保険事務所では、皆さんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「ご自宅への訪問」や「電話」により納付のご案内をしています。将来、年金を確実に受けていただくためにも、保険料はきちんと納めましょう。

戸別訪問によるご案内

社会保険事務所職員や非常勤の国家公務員である「国民年金推進員」が身分証明書を携帯のうえ各家庭を訪問し、制度の説明や保険料納付の相談を行っています。

電話によるご案内

社会保険事務所職員や国が

委託した民間業者が、電話により納付のご案内を行っています。なお、委託には徹底した守

秘義務が課せられており、個人の年金情報は守られています。

○ 戸別訪問や電話での案内は、平日だけでなく休日や夜間にも、随時実施しています。

年金のお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

年金請求などの年金相談

0570-05-1165

年金をお受けになっている方の年金相談

0570-07-1165

受付時間は8時30分から17時15分まで（土・日曜日・祝日を除く）

○ 「ねんきんダイヤル」はお客様からの電話を全国の年金電話相談センターなどのうち、回線の空いているところにおつなぎします。

○ 通話料金は一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

◆ 車種別の申告先 ◆

車種	申告先	持参するもの
原動機付自転車 (50cc～125cc) 農耕作業車 小型特殊自動車	松前町役場税務課町民税係 ☎985-4110	* 印鑑（認印で可） * 自賠償保険証書など （車台番号・車名・排気量の分かるもの） * ナンバープレート（廃車・町外転出などの場合）
軽二輪車 (125cc～250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	愛媛県陸運支局 ☎956-1561	* 自動車検査証（250cc以上の場合） * 印鑑（認印で可。名義変更の場合は、新使用者と新旧所有者の印鑑） * 住民票（3か月以内のもの） * ナンバープレート（廃車・県外転出などの場合） * 自賠償保険証書
軽自動車	軽自動車検査協会愛媛事務所 ☎975-6730	

税

軽自動車などの

廃車・名義変更は

3月30日までに

軽自動車税は、4月1日現在所有されている方に課税され

問い合わせ

松山西社会保険事務所

☎925-5105

役場町民課年金係

☎985-4106

れます。廃車・名義変更をされる方は、次の手続場所へ、3月30日（金）までに手続きを済ませてください。

また、軽自動車などを持って転出した場合は、原動機付自転車などについては転出先市町村へ、軽二輪車・自動二輪・軽自動車については次の手続場所（県外に転出している場合は当該都道府県の陸運支局もしくは軽自動車検査協会）で住所変更の手続きをお願いします。

解雇、セクハラ、賃下げ… 職場のトラブルの相談は労働局へ

職場での処遇や待遇、従業員の労務管理などについて、疑問に思ったり、悩んだりしていませんか？

愛媛労働局では、職場での悩みや紛争を解決するための情報提供、紛争解決制度を無料で提供しています。

経営者、従業員どちらからでも利用できますので、悩んでいないで、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 愛媛労働局総務部企画室 ☎935-5208
松山総合労働相談コーナー ☎917-5250

2月の納税

固定資産第4期
国民健康保険税 第8期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 2月26日（月）
農協 2月27日（火）

※ 納税は便利な口座振替で

～ 自分と みんなのために 税金を ～